

リウマチ膠原病患者さんが 利用できる社会制度について

社会制度

日常生活での不安

- ・介護保険

経済的な不安

- ・高額療養費制度・身体障害者手帳・指定難病
- ・傷病手当金・障害年金
- ・生活保護

日常生活での心配

介護保険制度

40歳以上の方で介護が必要と認定された場合、1割～3割の利用負担で介護サービスを利用できる制度です。

第1号被保険者

65歳以上の方であれば、
どなたでも申請可能

利用負担：1～3割（所得による）

第2号被保険者

40～64歳の方で国で定められた疾病
に該当していれば申請可能

利用負担：原則1割

医療費の負担軽減

限度額適用認定証

○限度額適用認定証とは

医療費が高額療養費に該当する場合、各保険者から「限度額適用認定証」の交付を受けて病院に提示することにより、下記の自己負担限度額までのお支払いで済む。マイナンバーカードでの認証も可能です。※食事療養費・保険外費用を除く

	70歳未満の方	70歳以上の方	
		外来	入院
ア（現役並み所得者Ⅲ）	252,600円+	（総医療費※1－842,000円）×1%	
イ（現役並み所得者Ⅱ）	167,400円+	（総医療費※1－558,000円）×1%	
ウ（現役並み所得者Ⅰ）	80,100円+	（総医療費※1－558,000円）×1%	
エ（一般所得者）	57,600円	18,000円	24,600円
オ（非課税世帯Ⅱ）	35,400円	8,000円	24,600円
（非課税世帯Ⅰ）			15,000円

医療費の負担軽減

身体障害者手帳

○身体障害者手帳とは

身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。

○助成内容

等級により医療費助成や交通費助成（タクシー券、公共交通機関など）税金控除などが受けられます。

※助成内容は、市町村によって異なります。

※対象となるかどうかは、医師にお問い合わせください。



医療費の負担軽減

指定難病

○指定難病とは

難病患者の医療費の負担軽減を目的としています。

○対象疾患

皮膚筋炎・多発性筋炎、全身性強皮症、全身性エリトマトーデス、血管炎症候群、脊椎関節炎、シェーグレン症候群

○助成内容

特定疾患の病名に関わる治療費のみ公費負担の対象となり、世帯の所得状況により決定されます。

※対象となるかどうかは、医師にお問い合わせください。



特定医療費（指定難病）受給者証			
公費負担者番号		受給者番号	
受給者	住所		
	氏名		
	生年月日		
	保険者名	記号・番号	適用区分
疾病名			
	氏名	性別	
保護者	住所		
	指定医療機関		
自己負担上限額		区分	
人工呼吸器	高額医療	軽減特例	世帯区分
有効期間			
備考			
上記のとおり認定します。			
発行日			

就労不能時の所得保証

傷病手当金

国保・被扶養者は対象外

○傷病手当金とは

病気休業中に支給される給付金です。



傷病手当金を受給できるのは、**社会保険**に加入している**被保険者のみ**です。

○給付内容（1日あたりの金額）

【支給開始日以12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額】 $\div 30$ 日 $\times 2/3$
=約6割

就労不能・就労制限時の所得補償

障害年金

○障害年金とは

病気やケガにより生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も受け取ることができます。

基礎（国民）年金

1級 779,300円×1.25 + 子の加算

2級 779,300円×1.25

※ 子の加算とは概ね18歳未満

厚生（共済）年金

1級 国民年金 + 厚生年金

2級 国民年金 + 厚生年金

3級 厚生年金

障害手当（一時）金

※ 厚生年金の受給額については年金事務所にお問い合わせください。

経済的な不安

生活保護

○生活保護とは

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。



制度詳細について知りたいという方がいましたら、
正面玄関入って右手にあります患者サポートセンターにお越しく下さい。

患者サポートセンター C棟1階 8時30分～17時00分

直通TEL：011-685-2976

